

Title	中世都市ケルンに於けるユダヤ人保護：都市の自治権獲得の過程の中で
Sub Title	Das Judenschutzrecht in Koln bezug auf den Zweisaplt zwischen den Arzbischof von Koln als den Stadtherr und die Stadt Koln im 13. und 14. Jahrhundert
Author	岩波, 敦子(Iwanami, Atsuko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1990
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.59, No.2/3 (1990. 7) ,p.1(171)- 24(194)
JaLC DOI	
Abstract	Die Existenz der Juden war auch im Mittelalter von Bedeutung. Die mittelalterliche Gesellschaft war vom Christentum fest geeinigt, deswegen bildeten die Juden eine besondere Gemeinde innerhalb der Stadt. Man findet die Juden schon am Anfang des Mittelalters und sie wurden als die Schutzinge geschützt. Im Jahre 1103 wurden sie von Kaiser Heinrich IV. als "homines minus potentes" im königlichen Landfrieden bezeichnet. Seitdem behauptete der Kaiser sein Recht über die Juden, aber im Zusammenhang seiner Beziehung zu ihnen sollte der Judenschutzbrief vom Kaiser Friedrich II. vornehmlich beachtet werden. [universi Alemannie servi camere nostre]-, omnibus iudeis ad cameram nostram immediate spectantibus hanc specialem gratiam duximus faciendam. Friedrich übertrug den Fürsten das Regalienrecht durch [confederatio cum principibus ecclesiasticis] und [statutum in favorem principum], und in den Wirren der Kaiserwahl wurde auch die Judenschutzrecht als Regalienrecht übertragen. Der unterschiedliche Rechtsstellung der Juden zwischen im Sachsenspiegel und im Schwabenspiegel zeigt, dass sich die Lage der Juden in der Mitte dieses Jahrhunderts veränderte. In Koln, meiner Hauptforschungsstadt, ist, das Judenschutzrecht besonders hinsichtlich des Zwiespaltes zwischen dem Erzbischof als dem Stadtherr und der Stadt Koln von Bedeutung, dabei trat die Existenz der Juden in der Stadt deutlich in Erscheinung. In Koln besaßen die Juden -wie das Judenschreibbuch zeigt, [Scabinorum Judaeorum]-schon seit der Mitte des 12. Jahrhunderts Häuser und Grundstücke innerhalb der Stadt, die sich in der Judengasse, in der Laurenzpfarre vor dem Rathaus und in der Nähe vom Dom und Markt, konzentrierten. Das Judenviertel war ein besonderer Bezirk, wo eine besondere Gerichtsbarkeit galt. Auch im Steuersystem wurde besondere Regelung auf die Judengemeinde angewendet. Die Juden waren keine Stadtbürger im eigentlichen Sinn, deshalb brauchten sie kein Bürgerrechtsgeld zu bezahlen, aber Schosse bezahlten sie genauso wie die gewöhnlichen Bürger auch. Doch sollte dem Judenschutzrecht im Streit der Stadt Koln um das Selbstverwaltungsrecht grosse Bedeutung beigemessen werden. Das Judenschutzrecht war für den Erzbischof und die Stadtgemeinde reizvoll, und er wurde von beiden als eigenes Recht behauptet. Während des Interregnums wollte der Erzbischof seine Herrschergewalt einflussreich ausüben, dagegen versuchte die Stadt ihr vollständiges Verwaltungsrecht zu gewinnen. Deswegen verschärfte sich der Konflikt, wobei das Judenschutzrecht auch zum Streitpunkt wurde. 1252 wurde das erste Judenschutzrecht vom Erzbischof Konrad veröffentlicht. Darin steht, dass die Juden in der Stadt Koln den Schutz des Erzbischofs genießen sollen, wenn sie zweimal pro Jahr ein Schutzgeld bezahlen, und dass sie bei der Wahl [des Judenmeisters] 5 Mark an ihm zahlen sollen. 1258 war die Behandlung der Juden im Grossschied zwischen die Stadt und den Stadtherrn in Frage gekommen. Im nächsten Jahr schickte der Erzbischof Konrad der Stadt einen Brief, aus dem man entnehmen konnte, dass die Stadt in den Judenschutz eingriff. Konrad gewährte der Stadt das Recht, bei der Bezahlung des Schutzgeldes an den Erzbischof -auch wenn dies ein grosser Betrag war- 4 solidus von den Juden einzutreiben. 1266 gab der Erzbischof Engelbert II. den Juden einen Schutzbrief, in dem die Monopolstellung der Juden im Geldhandel (ad usuras) festgelegt, und den anderen Christen dieser Beruf verboten wurde. 1288 entstand ein Kampf zwischen dem Erzbischof und der Stadt in Worringen, und die Stadt hatte gewonnen. Durch diesen Sieg wurde die Stadt Koln tatsächlich freie Reichsstadt und löste sich von der Herrschaft des Erzbischofs. Am Anfang des 14. Jahrhunderts machte diese Befreiung der Stadt von der Herrschaft des Stadtherrn die Lage des Judenschutzrechts deutlich. Nach 1302 wurde der Judenschutzbrief vom Erzbischof dreimal (1330, 1335, 1342) erneuert, und auch erteilte die Stadt Koln den Juden den ersten Schutzbrief im Jahre 1321. In diesem Jahrhundert hatte sich die Lage der Juden allmählich verschlechtert, was man erkennen kann, dass es zwischen den Bürgern -oder der Stadt- und den Juden oft zu Streitigkeiten um das Geldleihen kam. Schon im Jahre 1347 in der Ratsverordnung -vor dem Schwarzen Tod- spiegelte sich eine unfreundlichere Haltung gegen die Juden wider. Als Grund dafür kann man die schwankende Situation der Stadt, die vom Zunftkampf und der tiefen Spaltung zwischen den Stadtpatriziaten und den Bürgern herrührte, nennen, aber 1347 legte die

	Stadt das Ende der Geltungsdauer des Judenschutzbriefs auf 1355 fest und bestimmte, dass dieser nicht mehr verlängert wurde. Dennoch wurden die Juden im Jahre 1372 wieder in die Stadt aufgenommen, dabei gaben die Stadt und der Erzbischof ihnen wieder einen Schutzbrief. Der Schutzbrief vom 2. Oktober 1384 lief 1394 aus. Bereits am 6. Juni 1393 jedoch beschloss der Rat der Stadt, den Schutzbrief nicht zu erneuern, sondern lediglich die Schutzfrist um ein Jahr zu verlängern, um den Juden Gelegenheit zu geben, ihre Pfänder zu verkaufen. Es gelang den Juden jedoch im Verlaufe des Jahres, die Stadt dennoch zur Erteilung eines Schutzbriefes zu bewegen. Aber schliesslich und endlich verlor der Judenschutzbrief seine Wirkung im Jahre 1424. : die Tabelle über das städtliche Einkommen von den Juden von 1414-1426 zeigt, dass es sich im Jahre 1424-1425 verringert. Diese drei Beschlüsse darüber, den Judenschutzbrief nicht zu erneuern, waren immer von der Stadt gefasst worden. Aus dieser Tatsache kann man die Folgerung ziehen, dass beim Judenschutz die Stadt die Hauptrolle gespielt hatte. Das Judenschutzrecht, das für die Stadt als politisches Mittel, um das Selbstverwaltungsrecht zu gewinnen, Bedeutung hatte, endete, als es seine Rolle verloren hatte. In dessen Hintergrund steht die besondere Stellung der Juden im Zwiespalt zwischen den Stadtpatriziaten und den Bürgern, und die Konkurrenz mit den Lombarden beim Geldhandel, wie Irsiegler behauptet hat. Ich möchte weitere Untersuchungen über die schwierige Situation der Juden im 14. Jahrhundert in Bezug auf die Beziehung zwischen den Juden und den Stadtpatriziaten anstellen.
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19900700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世都市ケルンに於けるユダヤ人保護

——都市の自治権獲得の過程の中で——

岩 波 敦 子

序

都市に住むユダヤ人の存在は、従来の研究では彼等が営んでいた金融業或いは市民からの迫害といったような一面ばかりが強調され、都市制度の確立・自治権獲得の過程においてとらえる姿勢が欠けていたように思われる。都市の構造を明らかにしようとする近年の都市史研究においても、ユダヤ人に焦点を絞って取り上げることがは少なかつたのではないかと思う。

都市の中のユダヤ人をどの角度からとらえるかにより浮かび上がってくる像は様々であるが、都市の史料に現われてくるユダヤ人をめぐる問題、つまりユダヤ人保護やユダヤ人団体その職業及び裁判・訴訟等に目を向ける

ことにより、十三世紀から十四世紀に至るユダヤ人の姿を自治権獲得の過程・都市諸制度の確立と規制の強化と重ね合わせながら探ることが本稿の課題である。その際特に次の点に留意したい。

十二世紀初頭来、徐々に都市領主にその自治を認めさせるのに成功しつつ合った都市共同体が、十三世紀の領邦君主権の拡大の時期に、ユダヤ人といういわば重層的な保護の対象に対する権利及び義務を自らの正当な権利・義務とし、都市領主との対立の過程でそれが焦点となり得たかという問題である。

ユダヤ人保護は彼等への差別意識の高まりと共にその重要性を増していったが、一旦何かが起こると異教徒として都市に生活する彼等に対し迫害の火の手が上がり、

都市内の平和を守るためにも彼等を保護することは皇帝・都市領主・都市の三者にとって重要な課題となった。と同時にユダヤ人から保護の見返りとして得られる貢租は他の収入と共に重要な財源であったから、彼等を保護する権利は時として紛争の種ともなり、またその委譲は政治上の術策とも成ったのである。しかしながらその際に、誰の元に正当な権利及び義務があるのかが明らかにされる必要があった。この様な状況下でのユダヤ人の姿を明らかにすることは、同時に都市の自治制度の確立の過程をも明らかにすることになると思われるのである。

最初に従来のユダヤ人研究について触れておきたい。

ドイツ中世都市に於けるユダヤ人の問題は、十九世紀以来様々な角度から研究が進められてきたがそれらは大別すると次のようになる。

まず都市の中の異質な集団としてユダヤ人をとらえ、その差別化の原因・過程を探る研究であるが、信仰集団としてのユダヤ人とキリスト教徒との関係においてその迫害の原因を宗教的熱狂に求めたストッペの古典的研究⁽¹⁾、或いは差別意識の根源をユダヤ人の経済上の役割に求めたロツシャーが挙げられる⁽²⁾。この様な古典的研究

ばかりでなく、特別な保護民であるユダヤ人の法的地位の変化を保護主との関係に探るキツシュの研究⁽³⁾、或いは社会構造の変化と当時の社会に蔓延していた危機意識にユダヤ人迫害の背景を探る最近のグラウスの研究等⁽⁴⁾がある。

もう一つは、中世のキリスト教社会に生きるユダヤ人の存在を積極的に評価しようとする最近の研究動向である。トリアーにおいてユダヤ人研究のプロジェクトをすすめているハーバーカンフとイルジグラーの成果⁽⁵⁾ばかりでなく、後期中世・初期近世のユダヤ人の法的地位に関するバッテンベルクの研究⁽⁶⁾が挙げられる。また、ユダヤ人迫害の原因を心理的説明に求める従来の研究に批判を加え、ヴェルツブルクのラント裁判所の史料に基づき、十四世紀に増加するユダヤ人とキリスト教徒との訴訟では債務者が貧しい下層民ではなくむしろ富裕な階層であり、例えば、一二九八年のリントフライシュ、一三三六／三七年のアルムレーダーにみられる反ユダヤ運動と債務訴訟との間には直接的関連はないことを論証したイェンクス⁽⁷⁾を忘れることは出来ない。その他、社会経済史の面から中世・近世のユダヤ人に光を当てた十九世紀のカロ⁽⁸⁾、主として十三世紀ドイツ都市のユダヤ人の

問題を各都市を比較しながら制度史の面からとらえたフ
イッシャー⁽⁹⁾、中世社会において主にユダヤ人が営んでい
たと考えられている金融業を、一九三〇年代に台頭しつ
つ合ったナチの反ユダヤ思想に対抗して研究したホフマ
ン⁽¹¹⁾がいる。

ドイツ各都市のユダヤ人研究は枚挙に遑がなく、ケル
ン、ヴォルムス、マインツ、トリアー、フランクフル
ト・アム・マイン、ヴュルツブルク等、主に中世司教都
市において進められてきているが、特にケルン市は史料
上ドイツに於いて最も古くユダヤ人の存在が確認され⁽¹²⁾、
現存する史料の豊富さのゆえに十九世紀以来ユダヤ人研
究が活発に進められた。戦後もハインリヒ・ベルを長と
してゲルマニカ・ユダイカというドイツ語圏のユダヤ人
研究機関が組織化されて以来、研究所の所在地として中
心的役割を今なお担っている都市でもある。⁽¹³⁾ユダヤ人保
護の在り方はドイツ各都市で違いがあるが、その代表的
な都市としてケルン市を例に取り上げたい。
その前に前提としてユダヤ人保護が帝国レベルでどの
様に扱われたか見ていくことにしよう。

註

- (1) Otto Stobbe, *Die Juden in Deutschland während*

des Mittelalters in politischer, sozialer und rechtlicher Beziehung, Braunschweig, 1966. Nachdruck; Amsterdam, 1968.

- (2) Wilhelm Roscher, *Die Stellung der Juden im Mittelalter, betrachtet vom Standpunkte der allgemeinen Handelspolitik*, in: *Ansichten der Volkswirtschaft aus dem geschichtlichen Standpunkte*, Zweiter Band, Leipzig/Heidelberg, 1987. s. 321-354.

- (3) Guido Kisch, *Forschungen zur Rechts- und Sozialgeschichte der Juden in Deutschland während Mittelalters*, 2 Bände, Sigmaringen 1978, 1979.

- (4) Frantisèk Graus, *Pest, Geißler, Juden*, Göttingen, 1987.

- (5) Hrsg. von Alfred Haverkamp, *Zur Geschichte der Juden im Deutschland des späten Mittelalters und der frühen Neuzeit*, Stuttgart, 1981.

- (6) Friedrich Battenberg, *Des Kaisers Kammerknechte-gedanken zur rechtlich-sozialen Situation der Juden in Spätmittelalter und frühen Neuzeit*, in: *Historische Zeitschrift*, 1987, Bd. 245, Heft 3, s. 545-599.; *Zur Rechtsstellung der Juden am Mittelrhein in Spätmittelalter und früher Neuzeit*, in: *Zeitschrift für Historische Forschung* 1979 Bd.6, s. 129-183.

- (7) Stuart Jenks, *Judenverschuldung und Verfolgung von Juden im 14. Jahrhundert-Franken 1349*, in: *Vierteljahrschrift für sozial- und wirtschaftsgeschichte*, 1978, Bd. 65, s. 309-356.
- (8) Georg Caro, *Sozial- und Wirtschaftsgeschichte der Juden im Mittelalter und der Neuzeit*, 2 Bände, Leipzig, 1908.
- (9) Herbert Fischer, *Die verfassungsrechtliche Stellung der Juden in den deutschen Städten während des 13. Jahrhunderts*, Breslau, 1931. Neudruck; Aalen, 1969.
- (10) Isert Rösel, *Die Reichsteuern der deutschen Judengemeinden von ihren Anfängen bis zur Mitte des 14. Jahrhunderts*, Berlin, 1909. : Max Neumann, *Die Geschichte des Wuchers in Deutschland bis zur Begründung des heutigen Zinsgesetzes 1654*, Halle, 1860.
- (11) Moses Hoffmann, *Der Geldhandel der deutschen Juden bis zum Jahre 1350*, Leipzig, 1910.
- (12) 皇帝コンスタンティヌスの書状によれば、三三二年に既にケルンにユダヤ人の存在が認められる。
- (13) *Germania Judaica*, Band I: Hrsg. von J. C. B. Mohr, *Von den ältesten Zeiten bis 1238*, Tübingen, 1963. Band 2: Hrsg. von Zvi Avneri, *Von 1238 bis*

zur Mitte des 14 Jahrhunderts, 1968. : *Monumenta Judaica-2000 Jahre Geschichte und Kultur der Juden am Rhein*, Köln, 1963, [1] *Handbuch*, [2] *Katalog*.

ユダヤ人の存在は中世初期以来史料に度々現われてくるが、彼等は十字軍の際に民衆の熱狂的行為に晒されることになった。一一〇三年のハインリヒ四世によるランツフリーデで、*homines minus potentes* として教会、聖職者、⁽¹⁾修道士、商人、女、そしてユダヤ人にも平和が宣言された。この時他の *pauperes* と並んでユダヤ人に平和が宣言された背景には、十字軍と共に各地で迫害が起こったことがあげられよう。ユダヤ人を特別な臣民として保護することは皇帝の義務でもありまた権利でもあったので、都市の平和が乱され都市内の治安の維持が火急の問題となった際には各都市のユダヤ人に対して保護状が発布されることになる。一〇九〇年のハインリヒ四世の保護状⁽²⁾、一一五七年のフリードリヒ一世の保護状⁽³⁾はいずれもヴォルムスのユダヤ人に対して発せられたものであるが、実際にはドイツ全土のユダヤ人の法的立場を示していると考えられる。

フリードリヒ一世の保護状にはユダヤ人の移動の自

由・関税の免除・強制洗礼の禁止・ユダヤ人がキリスト教徒の従者を雇うことへの許可・ユダヤ人に対する神命裁判の禁止等が含まれており、ユダヤ人に対し寛容な立場が取られていたと言えるだろう。

一二三六年にはフルダでキリスト教徒の少年数名が宗教儀式のために（過ぎ越しの祭の犠牲として）ユダヤ人によって殺害されたという噂が広まり、ドイツ各地でユダヤ人に対する迫害が再び起ころうとした。皇帝フリードリヒ二世は、ハインリヒ四世とフリードリヒ一世とによって出された保護状をドイツ全土のユダヤ人に宛てて再確認し、その際ユダヤ人を初めて皇帝の直属の臣民 *servi camerae nostrae* として保護下に受け入れることを宣言した。⁽⁴⁾ また同年九月にはフリードリヒは教皇グレゴリウス九世に宛てて、帝国内のユダヤ人は皇帝に直接属しているが、教会が彼等に対して持っている権利を損なうものではないことを明らかにしている。⁽⁵⁾ この様にユダヤ人を皇帝の臣民 *servi* とし、その権利を主張したことは、一二二〇年の「教会諸侯との協約 *confœderatio cum principibus ecclesiasticis*」と一二三二年の「諸侯の利益のための取り決め *statutum in favorem principum*」の二つの取り決めにより皇帝のレガリーエンに属する様

々な権利が聖俗諸侯に譲り渡されたのに対して、皇帝の持つ権利の確認及び権利の回復の意味を持っていたのではないかと思われる。

一二三六年の保護状は、ユダヤ人にかけられたキリスト教徒の少年殺害の嫌疑を晴らすことが目的であった。当時広まっていた噂——ユダヤ人が人間の血を欲しがると——に対しその様な噂の根拠は旧約・新約のどこを捜しても見付からないこと、ユダヤ人の律法タルムードはユダヤ人に食えることを許された動物の血でさえも禁じている旨説明している。この様な説明を必要とした背景には、ユダヤ人の生活習慣に対するキリスト教徒側の理解の欠如があると思われる。フリードリヒ一世の保護状でユダヤ人が初めて皇帝の *servi* として保護されることが宣言されているが、ユダヤ人と皇帝との関係に何等かの変化があったのではないかと推測されるのである。

皇帝の保護状以外にもユダヤ人の法的立場は見取れる。例えばユダヤ人の法的立場について詳細な研究をしているキッシュは、一二三〇年代に成立したと考えられるザクセンシュピーゲルと一二七〇年代に成立したと考えられるシュヴァーベンシュピーゲルとの間には、ユダヤ人に対して明らかに違った立場が取られている点に注

目し、一三世紀にユダヤ人に対する何等かの状況の変化・彼等への意識の移り変わりが在ったと主張している。⁽⁶⁾

ザクセンシュピーゲルでは、ユダヤ人は平和を享受すべきこと(ラント法 II、六十六項一)、聖職者と共に国王の平和に含まれていること(同 III、二項)、ユダヤ人とキリスト教徒間の訴訟について(同 III、七項一―三)について触れられているだけでユダヤ人と皇帝との特別な関係は言及されていない。

それに対し、シュヴァーベンシュピーゲルでは八一項追補、八六項 a、一〇一項追補、一二五項、一四八項 c、一九二項 b、二四八項、二五三項 a、二五五項、二六〇項及び追補、二六一項、二六二項及び追補がユダヤ人に関する条項で、「ティトス王がユダヤ人を帝国の公庫に与えた。de seben Ioden de gap konigh Titus in des Rikes kamere zu eigen それゆえ彼等は帝国の僕であり、皇帝は彼等を保護しなければならない。da von sollen se des Rikes Kamerknechte Sin, vnde daz riche sol se beschirmen. (二六〇項)」とされているほか、キリスト教徒はユダヤ人と共に食事をしてはならないし、また結婚式や饗応にも招いてはならない。キリスト教徒

はユダヤ人と共に入浴してはならない。聖金曜日と復活祭にはユダヤ人は窓と戸を閉めて通りに出てはならない。ユダヤ人はユダヤ人だと判る尖った帽子を被らなければならない(二六二項追補)等様々な締め付けが見られる。そこにはザクセンシュピーゲルでは見られなかったユダヤ人とキリスト教徒を別け隔てようとする差別意識が現れている。

このように十三世紀にはユダヤ人に対する意識に変化がみられる。ユダヤ人が皇帝の特別な保護民であると宣言される一方、彼等への規制が強化され、ユダヤ人が卑しまれるべき人々としてキリスト教徒社会から排除されていく過程がそこに読み取れる。しかしながら彼等は普通言われる賤民とは一線を画し、都市の中で特別団体として存在し続けていく。

ユダヤ人を保護する権利はレガリーエン(国王大権)に含まれていたが、領邦君主が権利を拡大する過程で皇帝から一部の領邦君主に譲渡された。皇帝はその後も帝国全土のユダヤ人に保護を宣言し続けるが、各都市のユダヤ人に関する権利、裁判権・貢租徴収権は、帝国からの封土として各領邦君主によって主張されていくのである。十三世紀半ばになると各都市は自治権を求めて都市

領主と争い、徐々に都市制度を確立しながら自己の権利を拡大していく。その中で都市に住むユダヤ人を保護する権利の所在をめぐって、都市領主と都市との間でどのような取り決めが成されたのか、或いは争い・対立があったのかについてケルン市を例にとってみていくことにしたい。

註

- (1) Julius Aronius, *Regesten zur Geschichte der Juden im fränkischen und deutschen Reiche bis zum Jahre 1273*, Berlin, 1902. Neudruck; Hildesheim 1970. S. 17, Nr. 210 及びその注参照。
- (2) Aronius, a. a. o., Nr. 171.
- (3) Hrsg. von Lorenz Weinrich, *Quellen zur deutschen Verfassungs-, Wirtschafts- und Sozialgeschichte bis 1250*, Darmstadt, 1977, S. 240ff. Nr. 63.
- (4) Ebd., S. 496ff. Nr. 123.
- (5) Aronius, a. a. o., Nr. 498.
- (6) Kisch, a. a. o..
- (7) 定本(二)『Monumenta Germaniae Historica, Fontes Iuris Germanici Antiqui Nova Series Tomus V. Schwabenspiegel Kurzform Mittelhochdeutsch-niederdeutsche Handschriften』, Hrsg. von Rudolf Grosse, Weimar, 1964. を使用した。

中世都市ケルンに於けるユダヤ人保護

(一) 都市の自治とユダヤ人保護

帝国大書記官長であるケルン大司教を都市領主としていただくケルン市は、一一一二年に市民の宣誓共同体を大司教が公認するに至って自治都市としての第一歩を踏み出し、大司教の都市支配権も一部制限されることになった。大司教は帝国政治にも深く関与したが、王権の弱体化と共に領邦君主権の拡大にも努め、両者の対立はそれぞれの発展過程で不可避なものとなっていった。十二世紀以後、目覚ましい経済発展を遂げたケルン市は、自治組織を整え、都市貴族を中心として十三世紀初頭には都市参事会が成立した。一一八〇年には、大司教は都市がそれまで得ていた権利及び慣習を遵守することを約束し、ケルン市は対皇帝政策においても大司教とは異なる独自の路線を歩み、政治的独立を一層押し進めていった。両者の対立は、帝国政治に混乱が生じた十三世紀半ば、大空位時代に特に顕著になるが、その過程の中でユダヤ人保護が誰の元(1)にあり、誰の手によって行使されるべきかは、大司教・都市それぞれにとり大きな関心事となっていく。(2)

他都市ヴォルムス・マインツ・レーゲンスブルクでは、

十三世紀前半に皇帝から各領邦君主或いは都市にユダヤ人にかんする諸権利が譲り渡されたが、⁽³⁾ケルンにおいては何時その権利が譲渡されたかを示す史料は残されていない。一一八八年の史料では、ケルンのユダヤ人に関する権利を皇帝が主張している。⁽⁴⁾

ケルン市は、対外政策に於いて近隣の諸侯や各都市と条約を締結する等、共同体としての権利を強固なものにしつつあったが、大司教との関係に於いても対皇帝政策で独自の路線をとり、大司教の支配下から脱する動きが見られる。

大司教と都市との間で貨幣改鑄・不当な関税の廃止を巡って対立を見た一二五二年四月、ケルン大司教コンラートはユダヤ人保護状を發布している。⁽⁵⁾

ケルン大司教であり帝国大書記官長であるコンラートは、親愛なる信徒達、裁判官、市長、審判人そしてケルン市参事会に安寧と幸福とを（願うものである）。余は、保護と恩恵とを求めて余に身を委ね余の主権下に入るユダヤ人に対して善行を施すことは名誉であると思ふ。それ故、ケルン市に居住するためにどこからかやってきた、或いは既にここに定住しているユダヤ

人に余は恩恵を授けることを宣言する。彼等は市内に足を踏み入れたその時から、その身体と財産とを余の保護下(sub nostra protectione)に委ねており、どこであろうと余の裁判官区においては彼等は余の保護を余の同意に基づいて享受している。そして以下の事柄に関し、彼等ユダヤ人は、特に任命を受け職務に就いている下級裁判役人との間で、二年の期限を以て契約を取り交わした。すなわち彼等ユダヤ人は余に対して、一年に二度聖ヨハネの祝日とキリスト降誕祭に保護金(servicium)と貢租(tributum)を支払うものとする。それ以外に余は何の強制もしないし、他の誰もフオークト(Advocatus)も会計役人(Camerarius)もその様な行為をしないことを約束する。期限が終了する二年後に立ち去るか滞まるかは彼等の自由選択に任されている。もしある者が立ち去り移ることを選んだとしても、義務である保護金を余に支払うのならば、身体も財産も傷つけられたり損なわれたりすることなく自由に立ち去るべきである。しかしもし二年の期限終了後に更に滞まることを決定したのなら前に挙げた人々の助言に従い余は年毎の保護金の支払いに関して自由に更新或いは変更出来る。余は特定の場合以外は

決して世俗裁判を行わない。すなわちある者が誰かに
対し窃盗を行ったり偽造した場合、傷害、俗語で *blindait*
と呼ばれている殴打、ある者が破門されてか
ら後も強情に破門されたままだとどまろうと反抗した
場合、ユダヤ人がユダヤ人或いはキリスト教徒の女性
と姦通した場合、以上の場合余は世俗裁判を行う。被
告人は、キリスト教徒或いはユダヤ人による証言を余
の前に法が求めるが如く示すべきであり、何人も他人
が犯した罪のために償うことがあってはならない。も
しユダヤ人のうちのだれかが、あるものがある罪のゆ
えに望んだのなら、その訴えられたものの前で訴える
べきであり、その際余のまえで同害報復(*ad talionem*)
の義務を負わなければならない。もし彼等ユダヤ人の
中に粗暴であしき振舞をするものがいて、全ての人々
が一つとなつてそのものの悪行を証拠で以て示しかつ
団体からそのものを排除する必要があつてこれに関し
余に訴えるなら、余はそのものを追放し追跡調査のた
めケルン市を旅立つものである。だれであろうとユダ
ヤ人司祭(*Episcopus Judeorum*)は、一年間のみその
職に滞まるべきであり、任期終了後他のものを選出
し、この選挙の際に五マルクが保護金として余に支払

われるべきである。司教座聖堂参事会の同意と修道院
長の助言に従い、余がなすべき全ての尊重に関して余
は善意を以て義務を負い、同様に余の後継者も少なく
とも以下の点について義務を負わなければならない。
すなわち前述の如く余が二年の期限まで有効としその
日まで遵守につとめる年ごとの保護金と貢租に関する
契約を余の後継者も少なくとも一年間有効とするべき
である。さらに、この市に居を定めているユダヤ人達
がますます多く定住することを望み、彼等が良き待遇
を受けているのを見て他の都市に住むユダヤ人達もそ
れに倣つてケルン市に移住するように、上述の余の信
徒たち、裁判官、ケルン市長、審判人及びケルン市参
事会に対し、余の要請に応じてあなた方保証人があら
ゆる注意を払うよう命じ依頼するものである。そして
あなた方がユダヤ人に対しその移住促進と幸福に関し
て先に述べた恩恵を授けるように、余の権威に基づい
て彼等を保護し擁護し守るために何でもできるように、
そして前述の事柄に反してユダヤ人を苦しめたり攻撃
したりすることのないように、余はあなた方の文書に
余の面前で全権を与える。以上の証書に余と司教座聖
堂参事会の印章を共に吊し確認するものである。

主の年一二五二年 四月二十七日 ケルンにて。

大司教コンラートは、一二五〇年にドルトムントのユダヤ人を保護下に受け入れることを宣言した後、⁽⁶⁾一二五三年にジーゲンのユダヤ人からの収入に関してナッサウ伯ヴァラムとオットーとの間で取り決めを行っていた。⁽⁷⁾一二五四年にはユーリヒ伯ヴィルヘルムとの間で仲裁裁定が下され、ケルン司教区と太公領のユダヤ人はケルン大司教と教会に帰属する旨定められた。⁽⁸⁾領邦君主権の拡大にあたり、ケルン市周辺領域での大司教のユダヤ人保護権主張が認められるのである。

一二五五年のライン都市同盟への加盟により、都市相互間の結束を強め、その基盤を強固なものにしつつあったケルン市と、国王の二重選挙で混乱の様相を見せる帝国政治において、徐々に領邦形成への足固めをしつつあったケルン大司教との間の対立は不可避であった。一二五七年に近隣諸侯を巻き込んで両者間で戦闘が在ったが、翌一二五八年、アルベルトゥス・マグヌスを含む五人の仲裁裁判官が両者の対立の争点を裁定したのである。この一二五八年の仲裁裁定の中に、ユダヤ人に関する条項が双方の訴えの中に見出される。⁽⁹⁾

一二五八年の大仲裁裁定に於ける

ユダヤ人に関する条項

大司教による訴え五二項目中第五二項目

Item quod nichil ad Cives Colonienses pertinet de suis Judeis, qualitercumque cum eis ipse agat, tenet enim ipsos Judeos in feodo ab imperio, et sicut sua interest eorum tributa recipere, ita et delicta corrigere et punire.

ケルン市のユダヤ人に関しては、ケルン市民が彼等に対しいかなる訴えをなそうとも彼等にはその権利はない。というのはユダヤ人は帝国からの封（レーエン）に属しており、彼等の貢租を受け取ることも罪をただし罰することも同様に彼（大司教）の権利に属しているからである。

ケルン市民からの訴え二一項目中第二〇項目

Judei extra domos suas vyolenter et sine auctoritate Judicaria tracti in domum petri Cranin positi et in carcerati fuerunt.

ユダヤ人が自分の家から裁判権に基づかず暴力によって連行され、ペテロ聖堂内に留置、監禁された。

以上の訴えに対する仲裁裁定

Item ad hoc quod archiepiscopo fiat in iuria de suis iudeis, dicimus, quod Judei libere spectant ad cameram archiepiscopi, si tamen ipse archiepiscopus aliquid conscripsit Civitati et Judeis vel aliquibus de Civitate, dicimus quod iustum est quod teneat eis.

大司教に対し彼のユダヤ人について不当な行為をなしているという訴えに関しては、我々は、ユダヤ人は大司教の公庫(camera)に自由な関係で関わりをもっていると定める。しかしながら大司教が、都市及びユダヤ人に或いは市民に対し何かを定めたのならば、当然彼等に対し守るべきことを宣告する。

大司教からの訴えの中で初めて、ユダヤ人に関する諸権利が帝国からのレーエンとして大司教に属していることが明言されている。それに対し市民は、大司教がユダヤ人を不当に扱っていると訴えている。

ユダヤ人に関する条項以外の双方の訴えを検討してみると、先ず大司教は聖俗両方の裁判権が自己に属すると

し(第一項)、都市共同体特に市長が教会のイムニテートを侵害したとする。これに対し、市民の側からは大司教がしばしばケルンの法と自由に反して教会裁判権を行使し、世俗裁判権を妨害したこと(第一八項)、不当な関税を市民から徴収したこと(第一九項)等が訴えられている。両者の争点は、主に裁判権と都市の自由な経済活動に関するものだったことが推測される。その中でユダヤ人を裁く権利がだれの手にあるかを巡って対立があったと考えられるのである。

大仲裁裁定でユダヤ人に関する権利は一応大司教の手にあることが確認されたが、翌年一二五九年には大司教コンラートはケルン市に宛ててユダヤ人保護への協力を要請している⁽¹⁰⁾。

一二五九年のケルン大司教コンラートによる

ケルン市に宛てた文書

神の恵みによりケルン大司教であり(神聖ローマ帝国)大書記官長であるコンラートは以下の事を宣言する。親愛なる信徒達、裁判官、審判人、市参事会、兄弟、修道士そしてケルン全市民に神の祝福と幸福とを(願うものである)。余は、ケルンのユダヤ人と余との

間に今まで結ばれてきた契約を若干の補足を付けて更新することを宣言する。もし同意が得られれば、余はあなたがた(ケルン市)に新しい証書を文書の形で提示し、又ユダヤ人に対しては次の事柄を遵守するようあなた方に要請する旨約束する。すなわち文書化された証書においてあなたがたがユダヤ人に余の面前で保証を与え、取り交わされた一連の契約を正しき心を以て確かに尊重するよう、余はあなたがた全てに心をこめて願うものである。あなたがたこれに関し余の面前でユダヤ人と誠実な契約を取り交わし、かつ契約と保護によって文書の形でユダヤ人達に保証を与えるかぎり、余は、あなたがたが余に感謝と愛情を示してくれていることを知ることができる。またあなたがた市民に対して余は、あなたがたがユダヤ人からこれまで得ていた四ソリドゥスの収入が損なわれることのないよう願う。すなわちユダヤ人は余に年に二度保護税(servicium vel tributum)を支払うことに、⁽¹¹⁾—その際いかに多くのマルクが余に委ねられたとしても—あなた方市民にもその労苦のゆえに全部で四ソリドゥスを支払うこととする。

主の年 一二五九年

この文書の中でユダヤ人が既に都市に対して四ソリドゥスを支払っていたことが明らかにされている。一二五二年に大司教と都市との間で紛争があった際、ユダヤ人が都市の側について市壁を警護したこと⁽¹²⁾から、ユダヤ人は既に都市の成員として義務を果たしていたと思われる。それに対し、大司教が領邦君主権拡大の過程で、周辺地域同様ケルン市のユダヤ人に関してもその権利を主張した為に両者間で対立が起きたものと思われる。しかしながら都市の協力なくして都市領主によるユダヤ人保護は為され得なかったもので、都市にその既得権を認めて協力を要請したのだろう。

大司教コンラート・フォン・ホーホシュターデンが一二六一年四月に死んだ後、次の大司教エンゲルベルト二世(在位一二六一—一二七四年)の治世下一二六六年に再び大司教によるユダヤ人保護状が發布された。⁽¹³⁾

余エンゲルベルトは、神の御加護によりケルン大司教として永遠に(次のことを願う)。

余は、ケルン司教区内のユダヤ人が不当な扱いを受けており且つ侮辱を被っている事実を知っている。余は司教座聖堂参事会の同意と余の信徒の勧めにしたが

って、彼等に対し以前認められていた自由を——今は顧
られていないのであるが——再び取り戻すことを宣言す
る。すなわち、ユダヤ人の死体はそれがどのような死
に方をしたものであれ、どこから持ってこられたもの
であれ、ユダヤ人達の破門の内に死んだり正当な理由
で死刑に処せられたものでなければ、生きているうちに
誤りを犯していたとしても、税を納めることなく又そ
れを強制されることもなく、彼等のやり方にしたがっ
てケルン市壁の外にある彼等の墓地に埋葬される自由
を認められている。さらに大司教の役人のだれも或い
は裁判官ですら上述の墓地で死刑の宣告をしたり、キ
リスト教徒やユダヤ人の死体に危害を加えてはならな
い。のみならずその近くにおいてもユダヤ人達が平和
裡に儀式を行えなければならぬ。そのユダヤ人が誰
であっても又どこからケルン大司教区にやってきたも
のであっても、ユダヤ人達は税を支払っているのであ
るから、キリスト教徒と同様他のことについては強要
されるべきではない。明らかに金貸し業 (*ad vsyras*)
を営んでいるカオール人、またはキリスト教徒も、こ
れによって彼等 (ユダヤ人) が損害を被ってはならな
いのでケルン市内にとどまることは許されない。とい

うのはユダヤ人はかかる正当な自由において保護され
ているからである。この自由を永遠に忘れられること
がないように石に刻み、人々の前に据え置くことを余
は承認する。

主の年 一二六六年

この史料は次の非常に重要な点に言及している。

まずユダヤ人の信仰の自由を巡っては強制改宗の禁止
という形で度々教会側から勅令が發布されていたが、こ
の保護状の中でユダヤ人に宗教儀式を執り行なう自由と
ともに共同体としての権限を容認している。ユダヤ人は
キリスト教徒と同様税 (*pedagia*) を支払っているのだけ
ら、他のことに関しては強要されるべきではない (*ad
alia non tenentur*) と述べられており、実際には特別な
出費に際してユダヤ人に税が課せられたのではないかと
推測される。又、ユダヤ人に金融業に於ける独占権を認
めている⁽¹⁴⁾。キリスト教徒に利子付き貸し付けが禁じられ
ていたことは言うまでもないが、実際には彼等も金融業
を営んでいたことを示している。

エンゲルベルト治世下、ケルン市とその同盟者との間
で度々戦闘が繰り返され、そのうち三回ケルン大司教は

捕虜となり、一二六五年以降大司教はケルン市内ではなくケルン近郊のブリュールに滞在するようになっていた。そのため彼のケルン市政への関与・発言力が低下していたと考えられ、この一二六六年の大司教によるユダヤ人保護状が実際にどの程度の効力を持っていたかという点に疑問が残る。しかし、同時期ユダヤ人に関する権利を巡って争いが在ったシュトラースブルク・エアフルト・シユパイエル・ヴュルツブルク等の司教都市同様、依然としてユダヤ人に対する権利が都市領主である大司教によって主張されているのである。

エンゲルベルト二世の次のケルン大司教ジークフリート(一二七五年―一二九七年在位)の治世下、一二八八年六月五日ケルン市と大司教の間でケルン市郊外のヴォリンゲンにて戦闘が繰り広げられ、大司教側の完敗と言う結果に終わった。この勝利によりケルン市は事実上自由帝国都市としてケルン大司教の政治的支配から解放されるに至る。都市が政治的独立を勝ち得たこの事件以後、ユダヤ人に対して大司教と都市双方が保護状を發布し、ユダヤ人は二重の保護者を持ち、それぞれから保護状を得ることになるが、これについては次節で取り上げたい。

註

(1) 一三世紀半ばのケルン市における大司教と都市との対立に関しては、林 毅『ドイツ中世都市と都市法』創文社、一九八〇年、一〇二頁以下参照。

(2) 中継貿易地として栄えたケルン市においてユダヤ人の存在ははやくから知られ、一一三五年頃からは、都市内での家屋購入の記録が残されている。その地域は次第にシナゴーグのあった市庁舎近くのラウレンツ地区に集まり、ユダヤ人地区を形成した。Adolf Kober, *Grundbuch des Kölner Judenviertels 1135-1425*, Bonn, 1920. 他の都市民同様ユダヤ人も地租を払っていたが、団体として纏まっていたユダヤ人は、都市に居住するものとしての義務を果たしてもいた。Porta Judeorumといわれる門を警護することがその一つにあげられる。

(3) ヴォルムスに関しては、一二二二年、皇帝フリードリヒ二世がヴォルムスの司教に対し、ヴォルムス市民及びユダヤ人に対する税が彼を通じてのみ徴収されることを約束した。Julius Aronius, *Regesten zur Geschichte der Juden im fränkischen und deutschen Reiche bis zum Jahre 1273*, 1970, Nachdruck von 1902, Berlin, Nr. 385. マインツに関しては、一二〇九年、皇帝オットー四世がマインツ大司教にマインツ市内のユダヤ人に関する権利を譲渡した。a. a. o., Nr. 379. レーゲンスブルクに関しては、一二三三年、ハインリヒ七世がレー

ゲンスブルク司教に、ユダヤ人からの収入、彼等に対する裁判権をユダヤ人が皇帝の *Kammer* に属するかぎりにおいて認めた。a. a. o., Nr. 459.

- (4) 一一八八年、ケルン大司教フィリップは、皇帝フリードリヒ一世からの非難を払拭しなければならなかったが、その中に彼が皇帝の権利にぞくするユダヤ人に対して越権行為を働いたとある。a. a. o., Nr. 325.

- (5) 以下、hrsg. von Leonard Ennen/Gottfried Eckertz, *Quellen zur Geschichte der Stadt Köln*, 6 Bände. 1970, Nachdruck der Ausgabe 1860-1879 Band 2., Nr. 308. からの全訳。

- (6) 同地のユダヤ人は、保護の見返りに年二五マルクを大司教に支払うことになった。税を支払うのならば、身体と財に損害を被ることなく、同地を立ち去ることが許された。また、移入してきたユダヤ人も定められた額を支払うのならば、同様に大司教の保護を享受できた。Aronius, a. a. o., Nr. 575.

- (7) Ebd., Nr. 591.

- (8) Hrsg. von T. J. Lacomblet, *Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins*, 4 Bde. Düsseldorf, 1840-1853. Neudruck 1960, Aalen. Band 2., Nr. 410. 一二二七年には、ハインリヒ七世がユーリヒ伯ヴィルヘルムとその後継者に、定住するためにその地へ移入してきたユダヤ人に対する諸権利を与えている。a. a. o., Nr.

中世都市ケルンに於けるユダヤ人保護

140.

- (6) Ennen, a. a. o., Band 2, Nr. 384. より訳出。
(10) Ennen, a. a. o., Band 2, Nr. 402. より訳出。
(11) 一マルクは十二ソリドゥス。
(12) Ennen, a. a. o., Band 2, Nr. 306.
(13) Ennen, a. a. o., Band 2, Nr. 495. より訳出。
(14) 一二五八年、一二七二年には、借金の返済をユダヤ人が肩代わりした記録が残されており、その利率は一週間で一マルクに付き三デナリウスであつた。Ennen, a. a. o., Band 2, Nr. 388.; Lacomblet, a. a. o., Band 2, Nr. 628.

- (15) Aronius, a. a. o., Nr. 673. 一二六一年、司教が都市に対して、ユダヤ人に課税したと苦情をのべた。
(16) Aronius, a. a. o., Nr. 717. 一二六六年、マインツ大司教は、エアフルトのユダヤ人に対する権利が自分にあると主張した。

- (17) Aronius, a. a. o., Nr. 710, 1265 年。
(18) Aronius, a. a. o., Nr. 675. 一二六一年、司教と都市がユダヤ人に関して取り決めた。それによれば、ユダヤ人に関する権利は司教に属した。

(二) 二重の保護主

一二六六年以降現存するユダヤ人保護状は、大司教ヴ

イクボルト・フォン・ホルテ(一二九七年〜一三〇四年在位)がケルンのユダヤ人にたいし、彼等を以後九年間その保護下に受け入れ、公平な裁判を行うことを約束した一三〇二年の保護状である。⁽¹⁾

既にユダヤ人達は大司教に一二〇〇マルク支払っていたのであるが、更に保護の見返りとして九年間に渡り、毎年二回、復活の主日と聖レミギウスの祝日に各々三〇マルク、計年六〇マルクを支払うことになった。その際、良貨として知られるケルンのデナリウス貨もしくはそれと同等の価値を持つと見なされる通貨で支払われるべきことが定められた。

この一三〇二年の大司教のユダヤ人保護状と相前後して、都市の側からもユダヤ人保護状が發布されたのではないかと推測する研究者もいるが、史料としては残されていない。史料上確認できる最初のケルン市によるユダヤ人保護状は、Eidbuch に記載されている一三二一年のものである。⁽²⁾

神の名においてアーメン。我々はケルンのユダヤ人をその身体・財産共に我々の庇護下に受け入れ、一〇年間我々の共住市民 *saamenburgerin* とすることを定

める。その施行は聖母マリアの祝日からとする。この書は、以上の序言を付して我々の手でケルン市の大きな印章が吊され、かつ総会で次の事柄が告示された。すなわち誰もその不利益に関して裁判官に申し立てるべきではない。これに反する行為を行ったものは、訴えた額の半分を上限として贖罪金を支払わなければならない。

以上のことを主の受肉後一三二一年に定める。

市参事会によりユダヤ人保護状が出された背景には、ケルン市がユダヤ人に債務を負っていたことがあげられるだろう。⁽³⁾

この一三二一年のユダヤ人保護状の後、市参事会は一三二四年、⁽⁴⁾一三二五年、⁽⁵⁾一三二七年に引き続いて保護状を發布している。一三二四年の保護状ではユダヤ人が三〇〇マルク支払うのと引き替えに保護が約束された。一三二一年の保護状の有効期限の切れる一三三一年、⁽⁶⁾一三三一年間の期間を以てユダヤ人保護状の期限が延長された。⁽⁷⁾その見返りとしてユダヤ人は年額一八〇〇ケルン・マルクを年二回に分けて支払うことになった。

一方大司教による保護は、一三二一年にハインリヒ二

世（一三〇四年～一三三二年在位）がユダヤ人を保護する旨宣言した後、⁽⁸⁾一三三〇年にはユダヤ人がアスペル・レース・ケンペンの返還の為に八〇〇マルク肩代わりした見返りに一〇年間、都市の保護下に入ることの出来るよう約束した。⁽⁹⁾それとともにユダヤ人が年七〇マルクの税を支払う代わりに、税・埋葬・宗教儀式・宣誓・司法に関して彼等に保護と自由を与えたのである。⁽¹⁰⁾

一三三〇年に大司教と市参事会の双方から多額の保護金で以て保護状が發布された背景には、ユダヤ人間に争いが起こり、⁽¹¹⁾小参事会が個々人の罪のためにユダヤ人全体が罪に問われることのないようにと告示するに至った事件があげられよう。⁽¹²⁾この事件の後、ユダヤ人地区に囲いが造られ、門の鍵は都市の役人が持ち、朝夕の開閉にあたった。⁽¹³⁾

一三三五年には大司教ヴァラム（一三三二年～一三四九年在位）は、保護期間の五年残っていた前任者ハインリヒのユダヤ人保護状を七年の期間を以て有効とすることを宣言、⁽¹⁴⁾その延長期限の切れる一三四二年にはさらに一三年間の保護を約束し、以後彼等に与えられていた権利と自由をこれ以降も認めたのである。⁽¹⁵⁾市参事会も期限の切れる同年、大司教同様十三年間の期間で保護状を

延長した。⁽¹⁶⁾

このように十四世紀には、市参事会と大司教がそれぞれ保護状を發布するにいたるが、両者がいつも協力し合ってユダヤ人保護に取り組んだわけではなかった。

一三三七年には、大司教ヴァラムの兄弟であるマルクグラーフのヴィルヘルム・フォン・ユーリヒが、翌一三三八年には大司教ヴァラム自身がケルン市参事にユダヤ人保護への協力を要請している。一三三六／三七年にはフランケン地方を中心としてアルムレーダーといわれるユダヤ人迫害が起こっており、⁽¹⁹⁾都市に於けるユダヤ人保護がケルン市においても危急の課題となっていたのだろう。再三再四ユダヤ人保護への協力が都市にたいし要請されている背景には、ユダヤ人保護に於ける都市の発言力の強まりが考えられる。

ユダヤ人保護に関して、十三世紀に保護権の委譲という帝国レベルでの変化があり、十四世紀には、複数の保護主により保護状が發布されるに至った過程を見てきたが、ユダヤ人の一つ一つの権利についても十四世紀に大きな変化が在ったことが認められる。

一三二一年以降の記録では、先に述べたようにユダヤ人間の訴訟に関して小参事会が調停にあたる場合がしば

しは見られる。⁽²⁰⁾ 以前はユダヤ人にたいして十二名からなっていたと思われる *Judenrat* と *Judenmeister* で構成されるユダヤ人裁判が拘束力をもっていたが、⁽²¹⁾ 一三二一年以降、小参事会がユダヤ人に関する裁判の調停に当たったのである。又、一三二二年にはユダヤ人の土地取引引きに市参事会が課税することを決定し、⁽²²⁾ ユダヤ人が以前得ていた特別団体としての特権に徐々に制限が加えられるようになったと推測される。

十四世紀半ばの黒死病の発生とユダヤ人迫害を結び付けて考える従来の研究に対し、十四世紀に広まりつつあった危機意識という観点から疑問を投げ掛け、黒死病発生以前の十四世紀前半に既にユダヤ人に対する差別・中傷・噂が都市に広まっていたことを指摘するグラウスの研究は多くの示唆を含んでいるが、十四世紀のケルン市の史料を見ると、一三一〇―一三七二年の約六〇年間にユダヤ人に関わるものがその前後と比較して際立って多いことがわかる。⁽²⁴⁾

十四世紀になると、市参事会の権限が強まり、ユダヤ人保護にあっても都市内で生活する彼等に対して裁判に關して介入するようになる。と同時に、保護の在り方は十三世紀と性質を異にしていた。保護には期限が定めら

れ、保護状の発布にはユダヤ人による経済援助が密接に関連していた。実際には市参事会がユダヤ人の保護・統制に当たっていたとしても、大司教は一三四六年にカー⁽²⁵⁾ ル四世からユダヤ人保護権を保証されていたから、自らの権限を放棄することなくユダヤ人保護状を発布していく。保護の見返りに多額の金がユダヤ人から支払われたという事実はまた、保護が必ずしもユダヤ人側からのみ積極的に働き掛けられたものではなく、ユダヤ人保護状の発布にあたり、ユダヤ人からの収入が保護主にとって大きな意味を持っていたことを示していると思われる。

保護期間が八年に定められた一三四七年の市参事会条例⁽²⁶⁾の二年後の一三四九年、ケルン市にも黒死病が訪れた。他の都市と同様、ケルン市でも黒死病と共にユダヤ人迫害が起こったが、年代記によれば、彼等は井戸を汚したとして焼かれたり、或いは自ら火中に入ったとされる。⁽²⁷⁾ 翌一三五〇年には、迫害により死んだユダヤ人の財産を巡り、大司教と市参事会の間で調停が結ばれた。⁽²⁸⁾ ユダヤ人は再び一三七二年に受け入れられるまで、ケルン市で死んだユダヤ人の財産を巡る調停以外は、史料にも年代記にもあらわれてこない。

一三七二年七月一日の史料には、再び都市に受け入れ

られたユダヤ人のリストと受入金額が記されている。⁽³⁰⁾ 大司教フリードリヒ（一三七一―一四一四年在位）の保護状が同年一〇月に発布され、⁽³¹⁾ 都市の保護状は同年一二月二九日に有効期間一〇年で施行された。⁽³²⁾

一三七五年には、ユダヤ人を巡って大司教フリードリヒと市参事会との間で紛争が起きる。⁽³³⁾ 大司教に反して市参事会が保護しようとした二名のユダヤ人を大司教の命令により審判人裁判所が逮捕したため、市参事会と審判人との間で対立が起こったのである。審判人の一部が大司教の元へと逃れたため、大司教対都市という大きな紛争になった。この戦争は近隣諸侯を巻き込んだ末一三七七年にトリアー大司教が仲裁にあたり、一応の和解を見る。⁽³⁴⁾ この対立においてもともの争点は、ユダヤ人に関する裁判権は誰の手に帰するかという点であった。ユダヤ人保護権は依然として曖昧な形で大司教と都市双方によって主張され続けたのである。類似した対立のあった一三三四年にはケルン市が一応権利を諦めるという形で終わっている。

一三八四年七月には、大司教とケルン市との間でユダヤ人保護を巡って取り決めが為された。⁽³⁵⁾ その中で、幾つかの重要な点が付け加えられた。まず、それ以前とは異

なり、大司教と都市それぞれから二名ずつ選ばれた計四名がユダヤ人への裁量権を持つようになった。彼等四名は、受入金などのユダヤ人からの収入の額を決めるのではなく、ユダヤ人に課せられた罰金などを取り立てたり、大司教の収入として認められた七〇マルクとは別に、前もって大司教に支払われた額の半分を、何人のユダヤ人が都市にいるかとは関係なくケルン市に支払う役目を担った。ケルン市は、大司教の聖俗両裁判権同様、ユダヤ人に対する *Erbkammerer* バッヘム家の権利をも認めた。彼には、ユダヤ人地区の *Hof* 一八シリングと胡椒二ポンド、キャラウェイ二ポンドが認められた。

また、ユダヤ人と判る服装について、先にのべた四名が案を出し合うこととされている。更にユダヤ人がキリスト教徒の乳母を、反対にキリスト教徒がユダヤ人の乳母を雇うことが禁止された。⁽³⁶⁾ 同年一〇月には都市によるユダヤ人保護状が発布されたが、⁽³⁶⁾ その中でユダヤ人は、ユダヤ人とはっきり判る服を身に付けることが定められた。また、ユダヤ人間の争いについても先の四名が調停にあたることになった。

度重なる保護延間の中で、ケルン市は、一〇年間の保護期間の切れる前年の一三九三年六月に保護を更新しな

いことを決定した。⁽³⁷⁾ この決定の中で、ユダヤ人が担保を売却する期間として一年を猶予するものとされた。

ユダヤ人保護の停止が都市の側から決定された背景には、次第に強くなるユダヤ人への締め付けがあげられよう。一三八四年の取り決め・保護状において既にユダヤ人をキリスト教徒と分かとうとする動きがみられるが、そのようなユダヤ人に対する反感の増長ばかりではなく、ユダヤ人を帝国の *Kammerknecht* として影響力を持ち続けようとする皇帝とユダヤ人との関係に変化があった点にも注意するべきであろう。

一三九一年には、国王ヴェンツェルがケルン・マインツ・ヴォルムス・シュパイエル・フランクフルトのユダヤ人に対し、一三年間に渡り、聖ヤコブの祝日に年一グルデンを国王の公庫に支払う代わりにその保護下に受け入れ、関税を免除し帝国内の移動の自由等を与えた。⁽³⁸⁾ そして、ユダヤ人は自分の居住する都市の裁判にのみ服するものとされた。この決定に反する特許状は無効とされ、罰金として五〇マルクが、半分は皇帝の公庫にもう半分はユダヤ人の手に帰すことになった。後年、同様の特許状をユダヤ人は国王ルプレヒト、ジギスムントからも得ている。⁽³⁹⁾

ユダヤ人保護の停止の原因に、彼等の経済上の役割の低下をあげる研究者もいるが、ケルン市においては、一三七二年から一三九二年及び一四一四年から一四二四年の期間に、ユダヤ人からの収入が都市の借入金約二三百パーセントを占めていたから、⁽⁴⁰⁾ 必ずしもユダヤ人からの収入の重要性が低下していたといえないかもしれない。

一三八六年には、ヴォルムスのユダヤ人 *Mannys* からの借入金二五五〇グルデンの返済を巡って都市との間にフェーデが生じたが、⁽⁴¹⁾ これもまたユダヤ人の経済力の重要性を示しているといえるだろう。一三九〇年代のユダヤ人からの借入れの記録もまた、依然として金貸し業を営むユダヤ人の姿を示していると思われる。

一四〇四年には、屠殺税と服装条例がユダヤ人に対して発布された。⁽⁴²⁾ それによれば、ユダヤ人は聖週間（復活祭前の一週間）と復活祭には家にいなければならなかった。また、日曜日と祝日には家の前に質種を売りに出さず、参事会会期中は支庁舎に行くことも市庁舎前広場にあつまることも許されなかった。

一四一四年ユダヤ人は都市から期間一〇年の保護状を得ている。⁽⁴⁴⁾ 同年国王ジギスムントは、帝国のユダヤ人を

Kammerknecht として保護すると宣言した⁽⁴⁵⁾。使者に対しケルン市は同地のユダヤ人は市から保護状を受けていると返答した。また年代記によれば、同年四名の市民がユダヤ人街を訪れ、ラビに対して狼藉を働いたとある⁽⁴⁶⁾。

次第に締め付けが厳しくなる中で、大司教ディートリヒ・フォン・ムーアス（在位一四一四―一四六三年）の治世下の二四一七年、ユダヤ人に対する権利を巡って再び大司教とケルン市との間に紛争が起きる⁽⁴⁷⁾。大司教がユダヤ人から得られる額は年七〇マルクと定められていたにも拘らず、大司教がユダヤ人に二五〇〇〇グルデンを要求したことから、大司教と都市は戦闘状態に入る。この争いは、トリアー大司教の仲裁により和解が成立したが、ユダヤ人は二五〇〇〇グルデン支払う代わりに、大司教の保護状の期限の切れる一四二四年まで自由と権利を享受できることになった。しかし、それは再び大司教とケルン市との間に、ユダヤ人保護を巡って対立を生み出す可能性を残した。市参事会は、ユダヤ人を退去させる決議のための委員会を一四二三年八月一六日開き、同二四日市長と市参事会は、一四二四年一〇月二日を以て期限の切れるユダヤ人保護状をもうや更新しないことを宣言したのである⁽⁴⁸⁾。

一三九三年、一四二三年のユダヤ人保護の停止はいずれも市参事会の決定である。ユダヤ人保護において、実際には市参事会が主導権を握り、大司教は既得権を主張したにすぎないのではないかと思われる。十四世紀を通じて、ユダヤ人保護権は常に大司教と都市との争点となる可能性を持っていた。両者はそれぞれ保護状を發布し、ある時は協力し、またある時は対立した。ユダヤ人保護はその時々政治状況に大きく左右されたといえる⁽⁴⁹⁾。十四世紀末ケルン市ではツンフト革命が起こり、都市内部の政情の不安定さがユダヤ人保護権を巡る度々の対立を生み出したともいえるだろう。

註

- (1) Lacomblet, a. a. o., Band 3, Nr. 24.
- (2) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 106. より訳出。
- (3) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 107.
- (4) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 123.
- (5) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 126.
- (6) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 134, Nr. 135.
- (7) Kurt Bauer, *Judenrecht in Köln bis zum Jahre 1424*, Köln, 1964, s. 58ff.

- (8) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 95.
- (9) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 166.
- (10) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 167.
- (11) 一三二一年から一三三〇年にかけてしばしばユダヤ人間で争いが起きた。Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 105, Nr. 129, Nr. 140, Nr. 151, Nr. 152, Nr. 161.
- (12) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 163.
- (13) Bauer, a. a. o., s. 76. 市庁舎がユダヤ人地区にあったため、議会の開催中はこのかぎりではなかった。また Judenbischof も鍵を持ち、緊急の際にはユダヤ人団体の成員を外に出したり、入れたりとできた。
- (14) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 215.
- (15) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 251.
- (16) Bauer, a. a. o., S. 74.
- (17) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 229.
- (18) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 231.
- (19) 年代記によれば、アルムレーダーと呼ばれる運動は、一三三〇年或は一三三三年に起こったことになった。⁹⁰ *Die Chroniken der deutschen Städte von 14. bis ins 16. Jahrhundert*, Band 14, S. 669; a. a. o., Band 13, S. 21, S. 34.
- (20) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 105, Nr. 129, Nr. 140.
- (21) Friedrich Lau, *Entwicklung der kommunalen Verfassung und Verwaltung der Stadt Köln bis zum Jahre 1396*, Amsterdam, 1969, Nachdruck der Ausgabe 1898, S. 176ff.
- (22) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 109, Nr. 124.
- (23) Graus, a. a. o.,
- (24) Ennen, a. a. o., Band 4.
- (25) Hans Foerster, *Kurköln und Stadt Köln in der Goldenen Bulle Kaiser Karls IV. von Jahre 1356, in: Rheinische Vierteljahrsblätter 19, 1954, s. 47. ; Böhmer-Huber, Regesta Imperii VIII. Die Regesten des Kaiserreichs unter Karl IV., Innsbruck 1877, Nr. 267, S. 26.*
- (26) *Die Chroniken*, a. a. o., Band 14, Hegel, S. CCLX-XII.
- (27) *Die Chroniken*, a. a. o., Band 13, S. 22, s. 36, S. 131.
- (28) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 322.
- (29) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 385.
- (30) Ennen, a. a. o., Band 4, Nr. 549.
- (31) Bauer, a. a. o., S. 93ff. 一三七二年十月三日、大司教はユダヤ人保護状を發布し、ケルン市のユダヤ人を十年間に渡り、年七十ケルン・マルクの保護金を支う代わり保護下に受け入れることを約束した。ユダヤ人に対する裁判は、教会裁判ではなく、ユダヤ人の慣習に基づいて、ユダヤ人審判人の多数決によって決定されるものとした。

- (32) Ennen, a. a. o., Band 5, Nr. 1.
- (33) Die Chroniken, a. a. o., Band 14, S. 715ff.
- (34) この事件については、林 毅 前掲書、二六七頁以下参照。
- (35) Bauer, a. a. o., s. 96ff.
- (36) Bauer, a. a. o., s. 98ff.
- (37) Bauer, a. a. o., s. 89f.
- (38) Ennen, a. a. o., Band 6, Nr. 18.
- (39) Bauer, a. a. o., s. 90f.
- (40) Franz Irsigler, *Juden und Lombarden am Niederrhein im 14. Jahrhundert*, in: Hrsg. von Alfred Haverkamp, *Zur Geschichte der Juden im Deutschland des späten Mittelalters und der frühen Neuzeit*, S. 122ff.
- (41) Ennen, a. a. o., Band 5, Nr. 361, Nr. 363.
- (42) Ennen, a. a. o., Band 6, Nr. 11. ショーヘル・フランケ夫妻は、定められた期日までに二六〇〇グルデンと装身具、書物、そして調度品をユダヤ人サロモン・フォン・パリに引き渡すと約束した。
- (43) Bauer, a. a. o., s. 90f.
- (44) Die Chroniken, a. a. o., Band 13, s. 100.
- (45) Die Chroniken, a. a. o., Band 13, s. 100ff.
- (46) Die Chroniken, a. a. o., Band 14, s. 749; a. a. o., Band 13, s. 142f.

中世都市ケルンに於けるユダヤ人保護

- (47) Die Chroniken, a. a. o., Band 14, s. 754ff. 及び林 毅 前掲書、八六頁以下参照。
- (48) Bauer, a. a. o., s. 92f.
- (49) ケルン市のツンフト闘争については、田北広道「中世後期ケルン羊毛工業の展開過程」(九大「経済論究」三九号)、同「中世後期のケルン財政構造と『ツンフト闘争』」(社会経済史学四三―五)。林 毅 前掲書 二五四頁以下参照。

結 語

ケルン市においてユダヤ人保護権は、十三世紀半ば大きな転換期を迎えた。一二五二年にケルン大司教による最初のユダヤ人保護状が發布されたが、一二五八年には大司教と都市との対立の中で、ユダヤ人にたいする権利の所在を巡る問題が浮かび上がってくる。

一二八八年のヴォリンゲンの戦いで勝利を収めたケルン市は、十四世紀になると独自の保護状を發布し、ユダヤ人は二つの保護主を持つことになる。都市によるユダヤ人保護権の主張は、高級裁判権・関税徴収権・貨幣鑄造権等と並んで都市制度の確立・自治権獲得の過程において大きな意味を持っていたと思われる。ユダヤ人保護権を手に入れることは、大司教への対抗策でもあったのであ

る。ユダヤ人保護権は、しばしば都市領主である大司教と都市との間に緊張状態が生じるきっかけとも成った。

本稿では、主にユダヤ人保護状がだれによって発布され、その内容はいかなるものであったかという点に絞って論じてきたため、都市制度とユダヤ人保護との関係を明らかにするという本来の目的が、十分に果たされないままとなった。特に十四世紀末の都市内での政治闘争との繋がりについて、掘り下げる必要があると思われる。その際、ケルン市の財政史料として唯一残されている一三七二—一三九二年と一四一四—一四二六年までの記録を検討することが不可決であるが、これらの課題については次稿に譲りたい。

都市経済に於けるユダヤ人の役割については本稿では特に触れなかったが、イルジークラーの指摘するように、イタリア商人、特にロンバルディア人が遠隔地商業と結び付いた金融業を営んでいた点に関しても、ユダヤ人との競合関係において注目していく必要があるだろう。

ケルン市において、ユダヤ人保護権が誰によって主張されたかを主に都市の史料から見てきたが、実際にその保護がどの程度の効力を持っていたかという点に関しては、年代記或いは当時の政治状況を更に検討していかな

ければならない。

また帝国全体でユダヤ人保護をとらえたとき、皇帝とユダヤ人保護との関係を、他都市と比較していきながら見ていくべきであろう。ユダヤ人皇帝との関係、或いは都市・領邦君主との関係は重層的にとらえられなければならない。ユダヤ人保護の委譲に関してもその移行過程は明確に区分できるわけではない。複数の保護者の存在は、ユダヤ人保護の特殊性——異文化の接触・金融業——を如実に示していると思われる。Miburgerとして都市に生活するユダヤ人は、中世を通じて時折起こる迫害にもかかわらず常に存在し続けたのである。

十四世紀になると、明らかにユダヤ人からの収入の見返りとして保護状が与えられ、ユダヤ人保護の在り方、都市に於けるユダヤ人を取り巻く状況或いは彼等に対する意識に何等かの変化が在ったのではないかと推測される。その点に関しては、ユダヤ人と市参事会との関係を個人レベルで見えていくという作業が大切である。上層市民と一般市民との対立が表面化した十四世紀に、両者との繋がりについて、ユダヤ人保護が市政でいかなる意味を持っていたかが、筆者の次の研究課題である。